

毎週火、金曜日発行（但休日になるときは翌日）
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

目 次

- ◇ 告 示 道路の区域の変更
道路の供用の開始
土地改良区役員の退任及び就任
土地の公用廃止
公有水面埋立承認
炭を予防注射の実施
- ◇ 教 委 告 示 昭和三十年度鳥取県立高等学校通信教育
生徒募集要項
- ◇ 公 告 当せん金附証票の発売について

道路の種類 一級国道

路線名 九号線

道路の区域 気高郡宝木村大字奥沢見字水尻から

大字宝木 字池田まで
南谷

告 示

鳥取県告示第八十六号

道路の区域の変更に関する告示

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。
その関係図面は土木部道路課において一般の縦覧に供する。

昭和三十年二月二十二日

鳥取県知事 遠 藤 茂

区

間

旧新別敷地の中員

延

長

備

考

区	間	旧新別敷地の巾員	延	長	備	考	
宇倍野村大字谷字奥田一五八から 字郷ノ井九ノ二まで	旧	メ 四・〇トル		メ 二八〇・〇トル	道路改良工事による変更		
宇倍野村大字谷字奥田一五八から 郷ノ井九ノ二まで	新	五・五		二八〇・〇			
道路の種類 県道 路線名 由良上井線(認定番号九二号) 道路の区域 東伯郡北条町大字弓原から 大字土下まで	区	間	旧新別敷地の巾員	延	長	備	考
北条町大字弓原字東笠田一一一から 大字土下字 兩源寺四八〇まで	旧	メ 三・〇トル		メ 一・三六〇トル			
北条町大字弓原字 美子ノ神三四六から 丸山二九三 駅構内	新	六・〇トル		一・八二四	昭和二十九年土地改良事業による変更、変更後主なる経過地 北条町弓原、福光、下北条駅前 土下、倉吉市上井		
道路の種類 県道 路線名 三本杉赤碕停車場線(認定番号一〇二号) 道路の区域 東伯郡赤碕町大字高岡字宮ノ東から 字上高柳まで	区	間	旧新別敷地の巾員	延	長	備	考
赤碕町大字高岡字宮ノ東二五五から 字上高柳四七五ノ一まで	旧	メ 二・七トル		メ 一・一四〇トル			
赤碕町大字高岡字宮ノ東二五三から 字上高柳四七五まで	新	三・五トル		一・〇六五			

区	間	旧新別敷地の巾員	延	長	備	考	
赤碕町大字高岡字宮ノ東二五五から 字上高柳四七五ノ一まで	旧	メ 二・七トル		メ 一・一四〇トル			
赤碕町大字高岡字宮ノ東二五三から 字上高柳四七五まで	新	三・五トル		一・〇六五			
道路の種類 県道 路線名 三本杉倉吉線(認定番号一六九号) 道路の区域 倉吉市河来見字倉切谷奥から 字現台まで	区	間	旧新別敷地の巾員	延	長	備	考
倉吉市河来見字倉切谷奥一、〇一七から 字現台六一ノ一まで	旧	メ 二・〇トル		メ 三、六三六トル			
倉吉市河来見字倉切谷奥一、〇一七から 字現台六一ノ一まで	新	二・〇		三・五〇四			
道路の種類 県道 路線名 栄下北条停車場線(認定番号一九五号) 道路の区域 東伯郡大誠村大字瀬戸から 大字原まで	区	間	旧新別敷地の巾員	延	長	備	考

区	間	旧新別敷地の巾員	延	長	備	考
大誠村大字瀬戸字神楽田一四六から 大字原字柳ノ内一八七まで	旧	メートル 四・五〇		メートル 九八五	昭和二十九年土地改良事業による変更	
大誠村大字瀬戸字神楽田一四六から 大字原字柳ノ内一八七まで	新	九・〇		九七四		

道路の種類 県道
路線名 松崎停車場長瀬線(認定番号二二二号)
道路の区域 東伯郡東郷町大字長江から
羽合町大字長瀬まで

区	間	旧新別敷地の巾員	延	長	備	考
東郷町大字長江字岸一三二二から 羽合町大字長瀬字栗坪五二四ノ一まで	旧	メートル 二・〇		メートル 一・二八二・五	昭和二十九年土地改良事業による変更	
東郷町大字長江字岸一三二二から 羽合町大字長瀬字栗坪五二四ノ一まで	新	七五・〇〇		一・二八〇・五		

鳥取県告示第八十七号
道路の供用の開始に関する告示
道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第二項の規定に基づき次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は土木部道路課において一般の縦覧に供する。
昭和三十年二月二十二日
鳥取県知事 遠藤 茂

一路線名 一級国道九号線 供用開始の区間 気高郡宝木村大字奥沢見字水尻から 大字宝木字池田まで 南谷	三 供用開始の期日 昭和三十年二月二十二日
一路線名 一級国道九号線 供用開始の区間 鳥取市湖山一、四五三ノ一から 二、九四五ノ二まで	三 供用開始の期日 昭和三十年二月二十二日

一路線名 一級国道九号線 供用開始の区間 東伯郡大誠村大字西園字鶴喰六三ノ一から 六四ノ一まで 五反田一益まで	三 供用開始の期日 昭和三十年二月二十二日
一路線名 県道 鳥取賀露線 供用開始の区間 鳥取市秋里字池田一、一五から 賀露町字切戸一、一五七まで	三 供用開始の期日 昭和三十年二月二十二日

一路線名 県道 由良上井線 供用開始の区間 東伯郡北条町大字弓原字美子ノ神楽田から 大字土下字丸山二九三まで 鉄道	三 供用開始の期日 昭和三十年二月二十二日
一路線名 県道 三本杉倉吉線 供用開始の区間 東伯郡赤碓町大字高岡字宮ノ東二五三から 二五五 字上高柳四七五まで	三 供用開始の期日 昭和三十年二月二十二日

一路線名 県道 三本杉倉吉線 供用開始の区間 倉吉市河来見字倉切谷奥一、〇一七から 字現台六一ノ一まで	三 供用開始の期日 昭和三十年二月二十二日
---	-----------------------

三	供用開始 の期日	昭和三十年二月二十二日	退任した役員 の氏名及び住所	若林 吉藏 米原 壽男 神崎 一郎 須崎 利忠 武田 春治 米原 善次 米原 秀藏 田中 馨富 森下吉三郎	鳥取市浜坂
二	供用開始 の区間	東伯郡大誠村大字瀬戸字神楽田一四六から 大字原字柳ノ内一八七まで	理事	若林 吉藏 米原 壽男 神崎 一郎 須崎 利忠 武田 春治 米原 善次 米原 秀藏 田中 馨富 森下吉三郎	鳥取市浜坂
一	路線名	県道 松崎停車場長瀬線	理事	神崎 一郎 米原 壽男 須崎 利忠 武内 春治 米原 善次 米原 秀藏 伴 松次郎	鳥取市浜坂
三	供用開始 の期日	昭和三十年二月二十二日	就任した役員 の氏名及び住所	神崎 一郎 米原 壽男 須崎 利忠 武内 春治 米原 善次 米原 秀藏 伴 松次郎	鳥取市浜坂
二	供用開始 の区間	東伯郡東郷町大字長江字岸一二二から 羽合町大字長瀬字桂原五〇九まで	理事	神崎 一郎 米原 壽男 須崎 利忠 武内 春治 米原 善次 米原 秀藏 伴 松次郎	鳥取市浜坂
三	供用開始 の期日	昭和三十年二月二十二日	理事	神崎 一郎 米原 壽男 須崎 利忠 武内 春治 米原 善次 米原 秀藏 伴 松次郎	鳥取市浜坂

鳥取県告示第八十八号
土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条
第十項の規定により、土地改良区から次のように役員が
退任及び就任した旨届出があつた。

昭和三十年二月二十二日
鳥取県知事 遠 藤 茂

三	林 雷太郎	鳥取県告示第九十号	公有水面埋立法（大正十年四月法律第五十七号）第四十 二条により次のとおり公有水面の埋立を承認した。
二	山根憲次郎	昭和三十年二月二十二日	鳥取県知事 遠 藤 茂
一	若林 吉藏	一 埋立の場所及び面積	西伯郡境港町栄町地先一、一二九、四平方メートル
	上村 清志	二 埋立の目的	物揚場造成
	田中 馨富	三 工事の着手及びしゅん、功期限	着手 昭和二十九年十二月一日
	桶谷 豊吉	しゅん、功期限	昭和三十三年三月三十一日
	森下吉三郎	四 埋立の承認を受けた者	第三港湾建設局長
	坂田 義雄		

鳥取県告示第八十九号
次の土地は、その公用を廃止する。

昭和三十年二月二十二日
鳥取県知事 遠 藤 茂
一 西伯郡名和町大字東坪字家前二三四番地
海浜地 六畝十五歩
(関係図面は土木部管理課に保存)

鳥取県告示第九十一号

次のように炭その予防注射を実施するので、家畜傳染病
予防法（昭和二十六年法律第六十六号）第六条の規定
により乳牛、種牡牛及び種牡候補育成牛の所有者に対し
て予防注射をうけることを命ずる。

昭和三十年二月二十二日
鳥取県知事 遠 藤 茂

一 実施の目的 炭その予防のため
二 実施の区域 別表のとおり
三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲
乳牛、生後六箇月以上のもの（但し分娩前後二箇月以内のものを除く）
種牡牛、種牡候補育成牛

四 実施の期日 別表のとおり
五 注射の方法 ベスレドカ法（皮内注射法）
別表

実施月日 実施区域 実施場所
二月二十五日 米子市和田 同上
" " 大篠津
" " 西伯郡大高村
" " 境港町中浜
" " 米子市成実
三月一日 西伯郡天津村、大田村 天津検診所

" 二日 法勝寺村、上長 法勝寺検診所
" 三日 田村、東長田村
" 米子市彦名 同上
" 四日 崎津
" 夜見
" 富益

教育委員会告示

鳥取県教育委員会告示第十二号

昭和三十年度鳥取県立高等学校通信教育生徒募集要項を次のとおり定める。

昭和三十年二月二十二日
鳥取県教育委員会

一 募集学校及び生徒数
鳥取市東町二番地 約五〇人
鳥取市勝田町 約五〇人
米子市東高等学校 米子市勝田町 三〇七番地 約五〇人

二 出願資格

- 1 中学校第三学年に在学し、昭和三十年三月卒業見込の者
- 2 中学校もしくはこれに準ずる学校を卒業した者
- 3 高等学校の定時制課程に在学している者
- 4 その他高等学校に於て中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者

三 出願期間及び受付場所

- 1 出願期間 昭和三十年三月一日から三月三十一日まで
- 2 受付場所 各実施校

四 募集学科学目

- | | | |
|-----------|-----------|-----------|
| (1) 国語(甲) | (2) 国語(乙) | (3) 漢文 |
| (4) 一般社会 | (5) 日本史 | (6) 世界史 |
| (7) 人文地理 | (8) 時事問題 | |
| (9) 一般数学 | (10) 解析I | (11) 解析II |
| (12) 幾何 | | |
| (13) 生物 | (14) 地学 | |

(15) 図画 (16) 書道

(17) 商業経済 (18) 簿記会計 (19) 農業経済

(20) 一般家庭

(21) 保健 (22) 体育

(23) 英語

五 出願手続

出願者で倉吉東高等学校、倉吉西高等学校通学区域以東の居住者は鳥取西高等学校に、由良育英高等学校通学区域以西の居住者は米子東高等学校に次の書類を提出する。

- (1) 入学願書（用紙は募集学校に準備してある。）
- (2) 出身学校の卒業又は修了証明書及び最終学年の成績証明書ただし引揚者、戦災者等で前記の書類を整えることの出来ない者は学力を認定するに足る書類

六 選抜

1 志願者が定員を超過した場合は各学校において提出された志願書類を審査して入学許可者を決定する。

七 注意事項	2 入学許可者に対しては直接学校から通知する。		
1 募集及び出願に関する質疑は直接募集学校で行われた。			
2 郵送の場合返信を必要とするものは十円切手をはり宛先を明記した返信用封筒を同封すること。			
八 参考事項			
1 通信教育によつて得られる単位数と受講料			
学 科	単 位 数	受 講 料	
国語(甲)	三〇九	三単位につき二〇〇円	
国語(乙)	二〇六	二単位につき二〇〇円	
漢文	二〇六	"	
一般社会	二〇六	二〇〇円	
一般数学	五	三〇〇円	
解析一	五	三〇〇円	
解析二	五	三〇〇円	
幾何	五	三〇〇円	
生物	五	三〇〇円	
地学	五	三〇〇円	
図画	二〇六	二単位につき二〇〇円	
書道	二〇六	"	
日本史	五	三〇〇円	
世界史	五	三〇〇円	
人文地理	五	三〇〇円	
時事問題	五	三〇〇円	
商業経済	五	五単位につき三〇〇円	
簿記会計	五	五	
農業経済	二	"	
一般家庭	二	七単位につき四〇〇円	
保健	二	七	
体育	七	二〇〇円	
英語	七	未定	
2 通信教育受講に必要な受講料以外の経費			
(イ) 入学料	五〇円	五単位につき三〇〇円	
(ロ) 教科書及び学習図書代金	実費		
(ハ) 通信費	通信教育を受けるための往復通信費		

3 特典	の实費(通信教育では第四種郵便として百グラムまで四円である。
(イ) 通信教育履習単位数に応じて国で実施する大学入	
学資格検定試験の受験科目を免除される。	
(ロ) 勤労しながら通信教育を受ける者には所得税の勤	
労学生控除がある。	
同発売総額 一五〇、〇〇〇、〇〇〇円の内	
本県分発売額 四六〇、〇〇〇円	
3 証票金額 一通 一〇〇円	
4 発売期間 昭和三十年三月一日から三月十八日まで	
5 当せん金の総額 発売総額一五〇、〇〇〇、〇〇〇円	
〇円に対し六五、八七五、〇〇〇円	
6 売さばき及び当せん金支払手数料	
売さばき手数料、発売総額一五〇、〇〇〇、〇〇〇円	
〇円に対し一三、五〇〇、〇〇〇円	
当せん金支払手数料、発売総額一五〇、〇〇〇、〇〇〇円	
〇〇〇円に対し五二〇、三七五円	
7 その他発売経費 発売総額一五〇、〇〇〇、〇〇〇円	
〇円に対し一一、二五〇、〇〇〇円	
8 受託申請期間 昭和三十年二月二十二日から二月二十四日まで	

公 告

当せん金附証票の発売に關し、当せん金附証票法(昭和二十三年法律第四十四号)第六条第二項の規定により次のとおり公告するから受託銀行は所定の日までに申請された。

昭和三十年二月二十二日

鳥取県知事 遠 藤 茂

- 1 名 称 第二回全国自治宝くじ
- 2 発売総額及び通数 全国都道府県及び五大市の共

